

韓国臨床心理学資格制度の現況と展望

Review & Prospect of the Certification System for Clinical Psychology in Korea

朴重圭 (Park, Jung-Kyu)

大邱 (テグ) 大邱大学再活心理学科教授

韓国心理学会副会長

pjkpsy@daegu.ac.kr

【シンポジウム発表概要】

韓国において、心理職の資格法制化を決定づけたのは、1995年に制定された「精神保健法」である。この法律は、アメリカでケネディ大統領時代に制定された「精神健康法」をモデルとしたもので、資格法制化は社会的ニーズや職能団体または心理学関連団体の要望または働きかけに基づいたものではなく、1960年代のアメリカの法律に基づいてトップダウンで決められている。よって、名称は「精神保健臨床心理師」と決められ、その性格は医療・保健領域に限定された。

さらに、民間及び非衣料分野で活動する資格として国家技術資格法に従って臨床心理師 2 級（学士+1 年実習）が 2002 年から、臨床心理師 1 級（修士+2 年実習）が 2009 年から施行されており、3 種類の国家資格の保有者は約 11,000 人（2013 年現在）である。そもそも高度の専門職としてスタートした臨床心理師の資格であるが、国家資格化の過程で、学部卒後 1 年の実践キャリアを要する臨床心理師 2 級を設置することによって、有資格者が増えたものの、その指導が可能な上位資格者の不足が問題になっている。

一方、‘心理士’という職業群として統一した資格、すなわち、「(統合) 心理士」という基礎資格に関する議論が心理学界で主張され始めている。その背景としては、青少年問題（自殺を含む）の深刻さから、国が「青少年相談心理士」という国家資格を作り、国の予算を優先的に配置して積極的に運用することになったことが挙げられる。「青少年相談心理士」は様々な既存の国家資格有資格者が取得することが可能であるため、心理学関連有資格者はその母数において劣勢である。そこで、学部卒者に比重を置いて有資格者を量産する、かつ、心理学関連職業群を統一した資格の議論が生まれたわけである。

数を増やして他専門職との競争力を上げる努力をするのか、専門職としての質を問うのかについては、結論が出ていない。その上、‘心理士’職業群の中でも利害関係に基づいた異論があるなど、今始まったこの議論の行方がどうなるかについては、現在まったく見当がつかない状況である。

韓国心理学会は 1946 年に朝鮮心理学会として創立され、1948 年に大韓心理学会に移行、1953 年に現在の名称に至った。1964 年に臨床心理分科が発足され、2014 年現在、韓国心理学会は 13,468 名の会員と 14 の分科学会によって構成されている。(表 1)

表1. 2014年韓国心理学会の現況

	分科学会	創立年度	会員数
1	韓国臨床心理学会	1964.11.21	4,184
2	韓国相談心理学会	1964.11.21	6,316
3	韓国産業及び組織心理学会	1964.11.25	507
4	韓国社会及び性格心理学会	1975.8.26	1,050
5	韓国発達心理学会	1975.9.26	684
6	韓国認知及び生物心理学会	1979.10.26	263
7	韓国社会問題心理学会	1991.9.30	416
8	韓国健康心理学会	1994.1.4	834
9	韓国女性心理学会	1996.10.26	402
10	韓国消費者広告心理学会	1999.8.21	105
11	韓国学校心理学会	2002.10.19	393
12	韓国法廷心理学会	2007.8.8	118
13	韓国中毒心理学会	2010.8.29	549
14	韓国コーチング心理学会	2011.10.15	428
	全体		16,249

韓国臨床心理学会は1964年11月21日<韓国心理学会臨床心理分会>として発足し、1974年に分会の名称が<臨床及び相談心理分科会>に変更されたのち、1987年<臨床心理学会>と<相談心理学会>に分離され、今日に至っている。韓国心理学会が‘臨床及び相談心理専門家’の資格規定を制定したのは1971年、資格規定により第1回目の臨床心理専門家及び相談心理専門家を輩出したのは1973年10月である。臨床心理専門家資格規定は、当初甲種臨床心理専門家（修士？3年）と、乙種臨床心理専門家（後に、「臨床心理師」に名称変更－学士＋1年－。2009年に廃止）であった。この資格は現行の韓国のすべての臨床心理関連資格の母体といえる。

表2. 2014年韓国心理学会発給資格認定の現況

分科学会	資格証名称	当該(人)	発給番号	最初発給(年)	計(人)
臨床	臨床心理専門家	95	第904号～第998号	1973	998
	臨床心理師	-	国家資格化によって中断	1988	334
相談	相談心理士1級	72	845号～916号	1973	916
	相談心理士2級	421	第2617号～3037号	1988	3,037
産業及び組織	産業及び組織心理専門家	-	-	2001	28
	産業及び組織心理士	17	10-2011-016～017 11-2012-009 11-2012-005 12-2012-010 12-2012-012～021 13-2013-001～002	2001	230
社会及び性格	犯罪心理専門家	6	犯13-00-001～006	2006	64
	犯罪心理士1級	25	犯13-01-023～048	2003	300
	犯罪心理士2級	45	犯13-02-001～045	2001	235
発達	発達心理専門家	5	発13-2-95～96 発14-1-97～99	1989	99
	発達心理士	25	発13-321～332 発14-333～345	1996	345
認知及び生物	認知学習心理専門家	8	認知学習 1-13-001～008	2008	8
	認知学習心理士	-		2008	22
健康	健康心理専門家	5	健98号～102号	2000	102
学校	学校心理専門家	8	学01-2012-016～018	2011	23
	学校心理士	1	学01-2013-019～023	2012	1
中毒	中毒心理専門家	23	151号～173号	2009	178
	中毒心理士	53	64号～116号	2009	116
	計	800			7,037

2014年現在、韓国心理学会が発給する資格証の現況は、表2のとおりであり、すべてが民間資格である。この資格証の中で国家資格取得を共有しているのは、臨床心理専門家のみである。臨床心理専門家の役割は、韓国臨床心理学会会則第3条の2. 国民の心理的健康増進のための支援及び研究活動と定義されている。2014年現在、臨床心理専門家は998名で、この中で約86%が精神保健法による精神保健臨床心理師1級資格をもっている。

2013年現行の臨床心理専門家資格規定の核心的内容は、臨床心理専攻修士+3年修練（在学中1年可能）であり、修練期間中、心理評価及び心理治療を300時間以上履修しなければならないなどの内容である。臨床心理専門家は次の1～4号のうち、一つに該当する者を指す。

1. 修士学位（臨床心理学専攻）課程以上で、臨床心理専門家の指導の下、3年以上の修練過程を終えた博士学位取得者で、臨床心理専門家資格試験に合格し、資格審査委員会でその資格を認定された者。
2. 博士学位（臨床心理学専攻）課程以上で、臨床心理専門家の指導の下、2年以上の修練過程を終えた博士学院取得者で、臨床心理専門家資格試験に合格し、資格審査委員会でその資格を認定された者。
3. 博士学位（臨床心理学専攻）取得以上で、臨床心理専門家の指導の下、1年以上の修練過程を終え、臨床心理専門家資格試験に合格し、資格審査委員会でその資格を認定された者。
4. 外国で臨床心理専門家資格証を取得後、国内の関連分野において1年以上の実務または教育経歴を持ち、資格審査委員会でその資格を認定された者。
5. 1～4項で規定した臨床心理学専攻の基準は以下のとおりである。

(1)大学院で臨床心理学徒関連する科目を3科目、9単位以上、研究方法論と関連する科目を1科目3単位以上履修した者で、修練委員会において大学院成績表を提出し、履修科目の適切性を認められるものに限る。類似科目の場合、修練委員会に該当科目の講義計画案を提出し、認定の是非を検討してもらう必要がある。

(2)臨床心理学と関連する科目として認められる科目は次のとおりである。：高級臨床心理学、精神病理学、心理診断（または心理評価）、心理治療、臨床実習、神経心理評価、行動評価など。

(3)研究方法論と関連する科目として認められるものは次のとおりである。：心理統計、実験設計、資料分析、多変量解析など。

韓国では1995年に国民の精神保健を増進するための精神保健法が制定された。これにより、医師（特に精神科専門医）以外に、精神保健と関連する公共及び医療領域で活動する精神保健専門要員資格制度が1997年から運営されている。精神保健専門要員の輩出現況は、表3.のとおりである。各専門要員の‘業務の範囲及び限界’は表4.のとおりである。

表3. 2012年3月現在、精神保健専門要員資格の現況（* []は2013年予測資格現況）

分野 等級	計	精神保健 臨床心理師	精神保健 社会福祉士	精神保健 看護師	医師 (2010年基準)
計	13,054 [14,144]	2,063(15.9%) [2,213]	3,300(25.4%) [3,600]	7,661(58.7%) [8,221]	126,002
1級	2,949(22.6%) [3,309]	757(36.7%) [857]	674(20.4%) [774]	1,518(19.8%) [1,698]	精神科専門医 2,831
2級	10,105(77.4%) [10,835]	1,306(63.3%) [1,456]	2,656(79.6%) [2,865]	6,143(80.2%) [6,523]	

表4. [施行令別表1] <改正2008.2.29> 専門要員の業務の範囲及び限界(第2条第1項関連)

種別	業務の範囲及び限界
共通	1. 社会復帰施設の運営
	2. 精神疾患の社会復帰促進のための生活訓練及び作業訓練
	3. 精神疾患とその家族に対する教育指導及び相談
	4. 法第25条第1項の規定による診断及び保護の申請
	5. 精神疾患予防活動及び精神保健に関する調査研究
	6. その他、精神疾患の社会適応及び職業再活のために保健福祉家族部長官が定めた活動
精神保健臨床心理師	1. 精神疾患に対する心理評価
	2. 精神疾患とその家族に対する心理相談
精神保健看護師	1. 精神疾患の病歴に対する資料収集、病状に対する判断分類及びそれに基づく患者管理活動
	2. 精神疾患の看護
精神保健社会福祉士	1. 精神疾患に対する個人歴調査及び社会調査
	2. 精神疾患とその家族に対する社会事業指導及び訪問指導

中央精神保健事業支援団が2012年にソウル大学医科大学医療管理学研究所に依頼し、実施した‘精神保健専門要員中長期人力受給に関する研究’によると、今後高齢者及び多文化人口の増加、家族解体の拡大等により、自殺、虐待、児童青少年及び高齢者精神障害、行為中毒、情緒障害など、非伝統的な精神健康需要の増加が予測された。当然、報告書は関連専門人力の確保の対策を養成しており、精神保健専門要員修練生の待遇の改善及び彼らの進路状況の改善も強調している。中長期需要の予測とともに、保健福祉部は、2013年5月、精神保健法全面改正法律案を国会に提出している状況である。原案通りに国会を通過する場合、今後の公共及び民間精神健康に関連する大半の領域に相当な影響が及ぶことが予想される。改正案は精神保健専門要員の名称を変更しており、法令の趣旨に応じて、精神保健専門要員の業務範囲及び限界も一部変更されることが予測されている。

表5. 2013年5月23日に立法が予告されている精神健康増進法改正案

現行精神保健法	精神健康増進法改正案
第1条(目的) この法は精神疾患の予防と治療及び精神疾患の社会復帰、国民の精神健康に関する必要な事項を規定することによって国民の精神健康増進に寄与することを目的とする。	第1条(目的) この法は精神疾患の予防、治療、再活と精神健康親和的な環境助成に必要な事項を規定することによって国民の精神健康増進に寄与することを目的とする。
第3条(定義) この法において使う用語の定義は次のとおりである。 1. ‘精神疾患’とは、精神病、人格障害、物質中毒及び行為中毒、その他非精神病的な精神障害等の精神疾患により、自立的に日常生活を営為するにあたって重大な制約がある者を指す。	第3条(定義) この法において使う用語の定義は次のとおりである。 1. ‘精神疾患’とは、思考障害、気分障害、妄想、幻覚等の精神疾患により、自立的に日常生活を営為するにあたって重大な制約がある者を指す。
第3条(定義) 3.ダ. 社会復帰施設:この法によって設置された施設で、精神疾患を精神医療機関に入院させたり、精神療養施設に入所させず、精神疾患の社会復帰のための各種訓練や生活指導をする施設	第3条(定義) 3.ダ. 精神再活施設:この法によって設置された施設で、精神疾患を精神医療機関に入院させたり、精神療養施設に入所させず、精神疾患の社会適応のための各種訓練や生活指導をする施設
第8条(精神保健専門要員) ②精神保健専門要員は、精神保健臨床心理士、精神保健看護師及び精神保健社会福祉士とする。	第8条(精神健康増進専門要員) ②精神健康増進専門要員は、精神健康増進臨床心理士、精神健康増進看護師及び精神健康増進社会福祉士とする。

2003年から国家技術資格法によって施行されている、臨床心理師2級及び1級（2009年から施行）は、‘国民の心理的・身体的健康と適応及び幸福のために、心理学的知識を活用し、心理評価、心理検査、心理治療相談、心理再活、心理教育及び心理諮問等の業務を主に行う職務’を遂行する職種として職務分析されている（韓国産業人力公団、2006）。2013年まで2級は2,450名、1級は44名が資格を取得した。この資格の取得は臨床心理と関連した能力要件を備えたと国から認められることを意味するが、同種の精神保健臨床心理師及び臨床心理専門家資格証が存在することによって、相対的に活用度が制限される状況である。

表6. 国家技術資格臨床心理士職業明細書

A. 職業分類																				
職業名	ハングル	임산심리	K.S.CO.(No)	24591 心理学者及び関連専門家																
	英文	Clinical Psychologist																		
現場職業名	臨床心理専門家																			
教育訓練職種名	臨床心理学、相談心理学	関連資格種目名	臨床心理師1級／2級 精神保健臨床心理師																	
B. 職業情報																				
関連職業	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="4">治療師及び医療技師 K.S.C.O.No.245</td> </tr> <tr> <td colspan="4">臨床心理士及びその他治療師 K.S.C.O.No.245</td> </tr> <tr> <td>心理発達臨床 心理相談員 K.S.C.O.No.24591</td> <td>心理発達臨床 心理相談員 K.S.C.O.No.24591</td> <td>臨床心理相談員 K.S.C.O.No.24591</td> <td>精神保健臨床 心理師 K.S.C.O.No.24591</td> </tr> <tr> <td>臨床心理専門家 K.S.C.O.No.24591</td> <td>臨床心理学者 臨床心理学研究員 K.S.C.O.No.21216</td> <td>臨床心理学教授 K.S.C.O.No.25111</td> <td>臨床心理学 非常勤講師 K.S.C.O.No.25121</td> </tr> </table>				治療師及び医療技師 K.S.C.O.No.245				臨床心理士及びその他治療師 K.S.C.O.No.245				心理発達臨床 心理相談員 K.S.C.O.No.24591	心理発達臨床 心理相談員 K.S.C.O.No.24591	臨床心理相談員 K.S.C.O.No.24591	精神保健臨床 心理師 K.S.C.O.No.24591	臨床心理専門家 K.S.C.O.No.24591	臨床心理学者 臨床心理学研究員 K.S.C.O.No.21216	臨床心理学教授 K.S.C.O.No.25111	臨床心理学 非常勤講師 K.S.C.O.No.25121
	治療師及び医療技師 K.S.C.O.No.245																			
臨床心理士及びその他治療師 K.S.C.O.No.245																				
心理発達臨床 心理相談員 K.S.C.O.No.24591	心理発達臨床 心理相談員 K.S.C.O.No.24591	臨床心理相談員 K.S.C.O.No.24591	精神保健臨床 心理師 K.S.C.O.No.24591																	
臨床心理専門家 K.S.C.O.No.24591	臨床心理学者 臨床心理学研究員 K.S.C.O.No.21216	臨床心理学教授 K.S.C.O.No.25111	臨床心理学 非常勤講師 K.S.C.O.No.25121																	
必要学歴及び資	○関連学科収支学位以上取得及び資格取得時有利																			
適正教育訓練 機関及び期間	○大学院、大学の心理学関連学科、病院、心理相談機関及び研究所 ○教育訓練期間：2年（1級）、1年（2級）、見習い期間：3か月																			
職業特性	○人間に対する温かい関心と理解 ○人間の精神病理に対する知識 ○心理評価、心理治療相談、心理教育及び心理再活等に関する専門知識及び実務能力																			
就業活動領域	病院、社会福祉施設、精神保健センター、学校、宗教機関、臣民団体など、心理相談機関及び研究所、企業、郡及び官公庁、再活センター及び社会復帰施設、刑務所																			
賃金水準	○1級：修士卒業基準初任給3,500万ウォン水準 ○2級：大卒初任給水準2,500万ウォン水準																			
昇進及び転職																				
その他特記事項	○学位取得水準によって昇進や処遇の差異が大きい ○臨床心理士1級・2級取得時、関連分野公務員任用等に優待																			

臨床心理師 2 級の受験資格は、臨床心理と関連して 1 年以上の実習修練（原則、臨床心理業務機関の長が認めることが条件であるが、臨床心理関連者の指導監督を明示することを勧めている）を受けた者、または、2 年以上実務に従事した者で、大学卒業者及び卒業見込み者である。臨床心理師 1 級の受験資格は、①臨床心理と関連して 2 年以上の実習修練を受けた者、または、4 年以上の実務に従事した者で、心理学分野（学科／専攻／学位名の中に、‘心理’が含まれているもの）で修士以上の学位を取得した者、または、取得見込み者、②臨床心理師 2 級資格取得後、臨床心理と関連して 5 年以上実務に従事した者、である。

表7. 2013年現在、国家技術資格 臨床心理師1級取得現況

種目名	年度	筆記			実技		
		受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
臨床心理師1級	2013	166	47	28.30%	88	13	14.80%
	2012	131	58	44.30%	89	17	19.10%
	2011	118	54	45.80%	89	8	9%
	2010	92	46	50%	55	5	9.10%
	2009	186	24	12.90%	22	1	4.50%
	計	693	229	33%	343	44	12.80%

試験は、1 次筆記（客観式）及び 2 次実技（主観式）で構成され、試験科目は 2 級の場合、1 時筆記 5 科目（心理学概論、異常心理、臨床心理、心理相談、心理検査）及び 2 時臨床実習（主観式）であり、1 級の場合、1 次筆記 5 科目（臨床心理研究法、高級臨床心理、高級異常心理、高級心理治療、高級心理検査）及び 2 次高級臨床実習（主観式）である。該当科目別出題基準は、韓国産業人力公団のホームページで確認でき（www.hrdkorea.or.kr）、出題基準及び資格業務と関連した細部事項は 5 年周期で一部改正される。

参考までに、臨床心理師 1 級と 2 級は、国家技術資格法による技術資格であり、これは労働部長官によって施行令が変更可能な資格である。これに比べて、専門資格として分類される精神保健臨床心理師は該当資格を規定した法令（親法／施行令／施行規則）によって施行され、この変更は、国会における関連法改正によってのみ可能である。

表8. 2013年現在、国家技術資格 臨床心理師2級資格取得現況

種目名	年度	筆記			実技		
		受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
臨床心理師2級	2013	2,405	2,070	86.10%	2,136	770	36.00%
	2012	1,475	875	59.30%	1,201	345	28.70%
	2011	1,092	902	73.40%	1,037	177	17.10%
	2010	900	785	87.20%	1,013	363	35.80%
	2009	763	675	88.50%	814	28	3.40%
	2008	622	589	94.70%	640	178	27.80%
	2007	475	457	96.20%	490	311	63.50%
	2006	293	266	90.80%	293	80	27.30%
	2005	164	149	90.90%	209	77	36.80%
	2004	164	150	91.50%	210	48	22.90%
	2003	495	437	88.30%	328	73	22.30%
	計	8,848	7,255	82%	8,371	2,450	29.30%

2013年、韓国産業人力公団は資格基本法に従って、国家職務能力標準(national competence standard :NCS)の開発作業を遂行した。関連法令の根拠は次のとおりである。

：資格基本法第5条（国家職務能力標準）

- ①政府は国際基準及び産業技術の変化等を考慮し、国家職務能力標準を開発・改善しなければならない。
- ②国家職務能力標準には次の各号の事項が含まれなければならない。1. 職務の範囲・内容・水準。2. 職務遂行に必要な知識・技術・素養及び評価の基準及び方法。3. そのほか、職務遂行に必要な事項。
- ③政府は政府が定める教育訓練課程、国家資格の検定及び出題基準、民間資格の公認基準等が国家職務能力標準に沿って用意できるよう、努力しなければならない。
- ④国家職務能力標準の開発・改善及び活用に関する細部事項については、大統領令で定める。

国家職務能力標準（NCS）において、臨床心理業務を‘臨床心理は、精神健康増進を図るために心理学的知識を活用し、心理評価、心理治療、研究、教育、諮問等を遂行することである’と規定した。現在施行されている国家技術資格 臨床心理師 1級及び2級は、今後 NCS の職務規定に依拠して出題基準が定められると思われる。

表9. NCSとして提案された臨床心理業務

順位	能力単位
1	心理評価と心理検査解釈及び所見作成
2	心理治療と心理学的相談
3	心理諮問及び開発
4	心理教育
5	研究及び研究方法基礎
6	心理再活
7	指導監督
8	基礎心理
9	精神病理

民間資格であった臨床心理専門家は、精神保健臨床心理師として国家資格証を手に入れ、心理評価と心理相談の固有業務を遂行することが可能になり、該当分野の専門性を社会的に認めてもらい契機を作った。しかし、精神保健専門要員の他職域のように、学部水準の2級人力（臨床心理職域の場合、2級であっても大学院卒業生であることが大半である状況ではあるが）も養成せざるを得なくなり、社会福祉や精神看護職域も1級人力を2000年以降多数要請している状況である。すなわち、精神保健専門要員制度により、過去の臨床心理専門家が享受していた修士以上の学歴プレミアムが今は非常に弱まった状況であり、数的にも他職域に比べて臨床心理職域が著しく劣勢であり、今後の不利益も心配される状況である（朴重圭、2009）。

早くから“韓国臨床心理学会は科学的、専門的性格に照らした時、専門家養成には積極的であったが、臨床心理師養成は疎かであった。これは臨床心理学が高度の専門職になるには有利であったが、社会各階各層が要求する多様な人力を需給するにあたっては、絶対的に不利であった”という指摘があった。また、“臨床心理学の数的な劣勢は、現場を得られないデメリットともに、臨床心理学発展に大きな障害になっている”という指摘もあり、高度の専門化と新しい現場開拓、多様な関心領域における臨床心理学の発展の課題が示されてきた。

韓国心理学会では、2014年現在、国家資格として認められている“臨床心理”分野の資格証が全体心理分野に拡大されることを求める動きがある。表2. で提示したように、韓国心理学会が主管する

全体 9 種の資格証領域の基礎になる資格証を作り、それをベースに現行の分野別の資格制度を運営することによって、7000 名の単一の「心理師（士）」集団として社会福祉や医師、看護師と競争できるという主張である。すでに 2 種類の国家資格証が臨床心理分野にあるが、他の心理学分野は「臨床心理」という名称の制限によって、現行国家資格を取得することが困難な状況である。今後さらに議論が進めば、学部水準の心理士と修士水準の心理専門家を合わせて資格証が一元化される可能性もあり、統合心理士が生まれる場合にも、既存の個別資格は副次的に認定されることが予想される。李（2014）は、学部水準の心理学専攻者たちの中に所定科目を履修し、試験と研修を受けたすべての人にと「統合心理士」を授与しようという案を提示した。（Fig.1）

心理学関連資格証発給及び管理方案

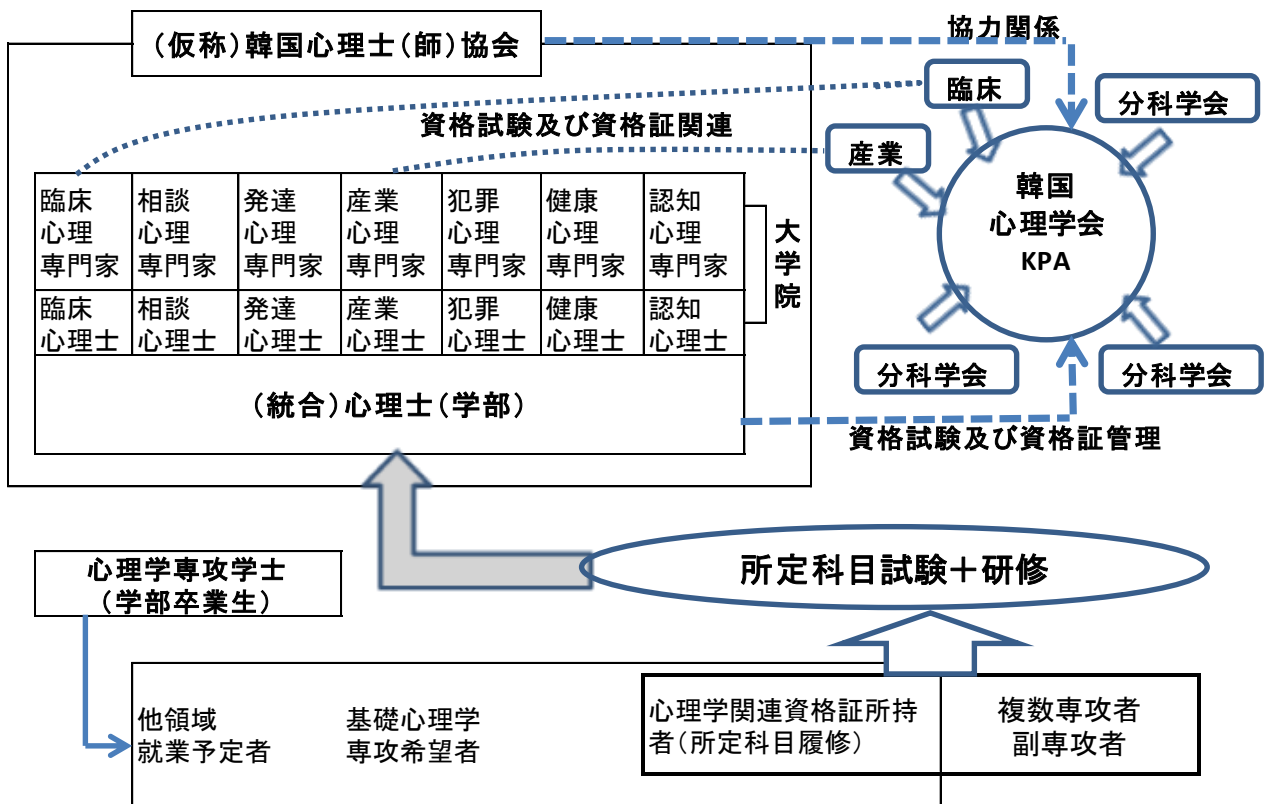


Fig.1 韓国心理学会で論議されている「統合心理士」の概念図(李, 2014)

韓国の現在人口は約 5 千万と推定される（2010 年総人口調査結果は 4858 万、毎年 0.5% の人口増加傾向；統計庁、2010）。2013 年、IMF が発表した一人当たりの名目 GDP は 24,329 ドルで、日本の 38,491 ドルに比べると、その 63% の水準に過ぎない。韓国は現在の社会経済的發展水準に適切な心理学専門家資格に対して悩んでいる最中である。基本的に、国民に寄与する心理学資格制度が必要であることについては、みんなが共感している。しかし、すでに他の専門家集団が圧倒的な数を示している状況の中で、何がもっともよい方案であるかについてははまだ合意に至っていない。大多数の心理学専攻者たちが出発点として定めたいものは、しっかりした心理学的教育を強調しており、下位心理学領域間の差異よりは共通性がより大きいという認識が増えている状況といえる。

心理学分野の中で、臨床心理分野がもっともはやく専門職業人としての資格制度を運営し始め、国民の精神健康分野に寄与する国家資格証制度を作ることができた。しかし、批判的な資格で見ると、国家

資格になる過程において、臨床心理分野は医療及び精神保健法という公共分野に役割領域が制限され、他職域（特に医療、社会福祉及び看護）に比べて成長が非常に制限されている状況である。

同時に、非医療及び一般領域で活動する臨床心理師 2 級及び 1 級の場合にも、社会福祉士や青少年相談士のような類似する国家資格に比べて、その数が非常に少なく、活動領域も制限されている。結局臨床心理分野のみが国家資格として認定される現行体系では、心理学内部における競争においては就業において有利な状況であるが、心理学の全体的な次元においては国民全体を対象とするサービスを競争できる職業群として発展するには相当な制限がある状況だといえる。臨床心理分野は今後、心理学の他の分野と足並みを揃えて進む方向に資格制度が変化する必要があることに同意している状況といえる。すなわち、消費者の立場で医師や看護師のように、‘心理士’という職業群として我々を捉えられるようにする必要があり、今後特定分野における専門性を強調する場合は、‘〇〇心理士’という示し方が望ましいのではないかと思われる。

韓国の心理学資格制度は現在内外的に相当な変化を要求されている状況といえる。その間、比較的にしっかりした立地を固めてきた臨床心理分野は既存の閉鎖性や差別性を相当部分譲歩しながら、心理学の全体的な発展のための協力を準備する状況といえる。現況については明確に示すことができたが、今後の展望は非常に不透明と言わざるをえない。